

平成25年1月24日

平成25年度税制改正に関するコメント

一般社団法人 日本船主協会
会長 芦田昭充

本日、取りまとめられました平成25年度税制改正大綱におきまして、「トン数標準税制の拡充」が認められるとともに、本年3月末をもって適用期限を迎える「船舶の特別償却制度」についても、要望通りの内容で2年間の延長が認められました。

これは、国民の皆様、および国会の諸先生方の海運業界に対する深いご理解と国土交通省ご当局の多大なるご尽力の賜物です。また、経団連ならびに造船業界にもご支援をいただきました。この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。

外航海運業界は、国際競争力を維持しながら、わが国経済安全保障の確保に貢献すべくより一層努めてまいります。また、トン数標準税制の拡充に伴い、従来の目標に加えて、外航日本船舶を平成20年度からの9年間で3.2倍程度（今後増加させる外航日本船舶のうち20隻程度をわが国造船所で建造）となるよう努力いたします。

引き続き、関係の皆様のご支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

以上